

青梅市都市計画マスタープラン 素案（たたき案）

～ 目 次（構成案） ～

序章 都市計画マスタープランの改定について

1. 都市計画マスタープランの位置づけと役割
2. 改定の背景
3. 改定の体制と流れ
4. 目標年次と計画フレーム
5. 都市計画マスタープランの構成

第1章 青梅市の現況と課題

1. 青梅市の特性
2. 青梅市の現況動向
3. 市民意識
4. 社会情勢の変化とまちづくりの視点
5. 青梅市の現況動向からみたまちづくりの課題

第2章 まちづくりの目標

1. 都市の将来像とまちづくりの目標
2. 将来都市構造

第3章 まちづくりの基本方針（全体構想）

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の整備方針
3. 自然・都市環境形成の方針
4. 景観形成の方針
5. 都市施設の整備方針

6. 安全・安心のまちづくりの方針

7. 産業環境の整備方針

第4章 地域別のまちづくりの方針

1. 東部地域のまちづくりの方針
2. 西部地域のまちづくりの方針
3. 北部地域のまちづくりの方針

第5章 都市計画マスタープランの推進に向けて

1. 協働のまちづくりに向けて
2. これからの時代の都市経営について
3. 都市計画マスタープランの適切な見直し

～ 目 次（案）※本審議会で議論する内容のみ抜粋～

第2章 まちづくりの目標.....	1
1. 都市の将来像とまちづくりの目標.....	2
2. 将来都市構造.....	4
第3章 まちづくりの基本方針（全体構想）.....	8
1. 土地利用の方針.....	9
2. 交通体系の整備方針.....	14
3. 自然・都市環境形成の方針.....	19
4. 景観形成の方針.....	24
5. 都市施設の整備方針.....	28
6. 安全・安心のまちづくりの方針.....	32
7. 産業環境の整備方針.....	37

第2章 まちづくりの目標

- 1 都市の将来像とまちづくりの目標
- 2 将来都市構造

1. 都市の将来像とまちづくりの目標

(1) 将来像

本計画における将来像と基本理念は、第7次青梅市総合長期計画に示された将来像と3つの基本理念とします。

【まちの将来像】

美しい山と 渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅

【基本理念】

豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち

御岳山に代表される美しい山並みや多摩川などの清流を身近に感じつつ、快適に暮らせるまちを目指します。

多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち

全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できるまちを目指します。

歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

郷土に対する愛着と誇りを持ち、ともに未来を創り育む力を培い、人も産業も成長できるまちを目指します。

(2) まちづくりの目標

全国的に人口減少・少子高齢化が進行し、特に地方においては、今後も加速すると予想されており、地域社会や経済活動の担い手不足、新たな都市整備への投資が困難になることなどが懸念されています。

こうした中、郷土が持つ魅力をしっかりと認識し、これを守り育て、将来に引き継いでいくことが重要となります。青梅市民が愛着と誇りを持ち、来訪者が青梅の魅力を感じ取ることができるまちを目指します。

青梅の良さを失わず、人々の日々の暮らしやふれあいを尊重し、誰もが心豊かにいきいきと住み続けたいと思えるまち、このようなまちづくりを進めるため、まちづくりの目標を次のように定めます。

目標の設定に当たっては、第1章のまちづくりの視点と課題を踏まえ、3つの大きな目標を定めました。さらに、それぞれ3つのサブ目標を定めました。

《目標①》
豊かなみどりと清流に恵まれた美しい青梅を後世に残していこう

青梅が誇る奥多摩から続く山地や丘陵地、多摩川の清流は、市民の大切な宝です。この自然が美しく保たれ、継承されていくよう、守り育てていきます。

●**山地や丘陵地、多摩川をはじめとする河川自然环境を守り育ていこう。**

秩父多摩甲斐国立公園に代表される自然豊かな山地や、市街地の周辺に広がる美しい丘陵地、河岸や崖線の緑と一体となった多摩川の清流など、豊かな自然に囲まれた青梅の環境を、守り育てていきます。

●**自然環境や歴史・文化と調和した、美しい青梅をつくりだそう。**

人々の暮らしが息づく里山や、歴史と文化に彩られた街なみ、路地空間など、青梅を特徴づける景観を守り育て、自然や歴史・文化と調和した、美しい青梅のまちを創出していきます。

●**自然と共生し環境にやさしいまちづくりを進めよう。**

美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

《目標②》
あらゆる人が安心して快適に、幸福感をもって生活ができるまちにしよう

こどもから高齢者までのあらゆる世代の市民が、安全で安心な生活環境の中で、支え合い、幸福感をもって暮らせるまちを目指します。人口が減少する時代にあつて、未来をつくる若者や子育て世代の人たちにとって、いつまでも青梅で暮らし続けたい、暮らししてみたいと感じることのできるまちづくりを進めます。

●**障がい者や高齢者をはじめ、あらゆる人たちが安心して暮らせるまちにしよう。**

障がいのある方、高齢者、妊婦やこどもづれの方など、誰もが活動しやすく、日常の暮らしの中で不便を感じることがないよう、安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりや、お互いに支え合うことのできるコミュニティの活性化、防犯や交通安全に配慮したまちづくりを進めます。

●**こどもから高齢者まで、あらゆる世代が幸福感をもって生活できるまちにしよう。**

若者に魅力的な働く場や都市機能の確保、安心してこどもを産み育てられる環境、高齢者世帯の外出や日常生活を支える環境など、あらゆる世代が幸福感をもって暮らせるまちづくりを進めます。

●**大規模地震や大雨、土砂災害などの自然災害から暮らしを守ろう。**

本市は、立川断層や多くの急傾斜地を抱えています。市民が安全で安心な生活が送れるよう、阪神・淡路大震災や東日本大震災などを教訓とし、地震、洪水、土砂災害などの自然災害から人々の命と暮らしを守るまちづくりを進めます。

《目標③》
地域資源や市民の力を生かした活気ある産業で雇用が生まれるまちにしよう

青梅の恵まれた自然や歴史・文化を生かした身近な産業振興や、市民活動の支援を図るとともに、来訪者や青梅ファンを増やしていくことがまちの活力を生み出す源になります。青梅固有の地域資源や市民の力を活用した観光まちづくりを推進するとともに、産業拠点の整備や、地域ニーズに応える産業の振興を図り、身近に働く場のあるまちづくりを進めます。

●**自然資源や歴史・文化的資源を生かした観光のまちづくりを進めよう。**

秩父多摩甲斐国立公園の玄関口となる地理的な条件や、本市特有の山地や丘陵地、多摩川などの自然資源、青梅に残る歴史・文化的資源を生かした観光まちづくりを進めます。

●**産業拠点の形成などによる産業活性化と、地域資源や地域ニーズを生かした産業の振興など、身近に働く場のあるまちづくりを進めよう。**

物流などの機能が集積する産業拠点の整備や、既存の工業団地への企業誘致に加え、農林産物や伝統工芸などの地域資源を生かした産業や、コミュニティビジネスの支援など地域のニーズに応える産業の振興を図り、身近に働く場のあるまちづくりを進めます。

●**市民が積極的にまちづくりに関わる、市民、事業者、行政との協働によるまちづくりを実践しよう。**

青梅に暮らす人々、青梅にゆかりのある人々など、多彩な人材は青梅のかけがえのない財産です。市民の力がまちづくりの様々な局面で生かされるよう、市民や地域コミュニティ活動の支援を充実し、市民、事業者、行政との協働のまちづくりを進めます。

2. 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

まちづくりの目標を踏まえ、本市の都市構造を「第7次青梅市長期総合計画」に示された土地利用方針のゾーン区分と同様に、土地利用のまとまりや共通の特性を持つ地域を示す「ゾーン」、市内外の交流や結びつきを強めるため、国道や主要地方道等骨格的ネットワークから形成される交通網等を示す「軸」、都市機能や産業などが集積し、人々の活発な交流を図る地域を示す「拠点」の3つの要素から構成しました。

これらの要素から、目標年次となる将来を見据えた都市構造において、人口が減少する中でも、駅周辺や生活中心地に集積した医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス機能へのアクセスを確保しながら、安全で持続可能な暮らしを実現する「コンパクトなまちづくり」を推進します。

(2) 骨格交通軸

ア 広域交通ネットワーク

圏央道により、本市と首都圏の業務核都市を結ぶ広域交通ネットワークを形成します。また、都心部と青梅を結ぶ都市高速道路・多摩新宿線の構想を促進します。

イ 基幹交通軸

(ア) 東西交通軸

都心から伸びるJR中央線から分岐するJR青梅線や青梅街道、吉野街道、奥多摩街道により、市街地の東西交通軸を形成します。

(イ) 環状交通軸

市域東部に面的に広がる東青梅、河辺、新町などの市街地の骨格となる環状交通軸を形成します。

(ウ) 放射交通軸

市街地と北部および周辺市町を結ぶ成木街道、小曾木街道、滝山街道などにより、放射状の交通軸を形成します。

ウ 補完交通軸

基幹交通軸との接続や市内外のアクセスを補完する交通網として一般都道を中心に補完交通軸を形成します。

(3) 多摩川景観軸

多摩川と多摩川由来の崖線緑地を、市街地における景観軸として位置付けます。

(4) 土地利用のゾーン構成

ア 市街化区域

市街化区域は、住居、商業、工業などの秩序ある土地利用により、都市の活力の創出と良好な市街地環境の形成を図ります。

イ 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、社会環境変化や地域特性などを踏まえ、以下の7つに区分し、土地利用の調和を図ります。

(ア)自然環境保全ゾーン

適切な農林業の振興を図ることにより自然環境の保全を図るゾーンです。地形の改変、施設の立地は基本的に認めません。

(イ)自然環境活用ゾーン

森林等における公益的機能の保全を図りつつ、自然を損なわない範囲での活用は可能とするゾーンです。大規模開発は原則として認めません。

(ウ)新市街地計画ゾーン

都市的土地利用を計画的に誘導していくゾーンです。開発にあたっては、周辺環境との調和に配慮し、新たな産業立地なども含めて機能的な市街地を目指します。

(エ)農林・住環境調和ゾーン

農林・住環境の調和のとれた地域として活性化を図っていくゾーンです。地域の特性を踏まえ 生活基盤整備などによる居住環境の向上と、農林業の振興を図りながら、地域コミュニティの維持、農林業の担い手の定住などによる地域振興を図ります。

(オ)農地活用ゾーン

農地を維持するとともに、積極的に活用していくゾーンです。治水、環境保全など、農地が持つ多面的機能を重視するとともに、生産性の向上や農地の集積に努めます。

(カ)多摩川保全ゾーン

清流や河岸の緑を積極的に保全していくゾーンです。水質汚濁防止や、水辺環境の保全に努めるとともに、散策路整備など生活に潤いのある空間として活用を図ります。また、周辺市街地との調和を図るため、土地利用の制限等を検討します。

(キ)将来活用エリア

i) 成木地区の鉱山・採石事業地

鉱山・採石事業地は、事業完了後、森林など自然環境への復元を図ることを基本としつつ、周辺環境に配慮して特性を生かした跡地の将来活用を図る地域として位置付けます。

ii) 明星大学青梅キャンパス

明星大学青梅キャンパスエリアについては、様々な可能性や、各施策との関連性を十分に考慮して検討し、将来活用を図る地域として位置付けます。

(5) 拠点

ア 業務・商業、文化、サービスなどの都市拠点（主要3駅周辺地域）

コンパクトなまちづくりの拠点となる青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域については、それぞれの地区の特性を生かした機能分担を図り、本市の業務・商業、文化、行政、医療・福祉などの機能が集積する都市拠点の形成を図ります。

イ 産業拠点（青梅インターチェンジ周辺地区）

青梅インターチェンジ周辺は、既存の工業団地の産業振興とともに、広域交通ネットワークの利便性を生かした、物流を中心とした流通業務機能などの集積等による産業拠点の形成を図ります。

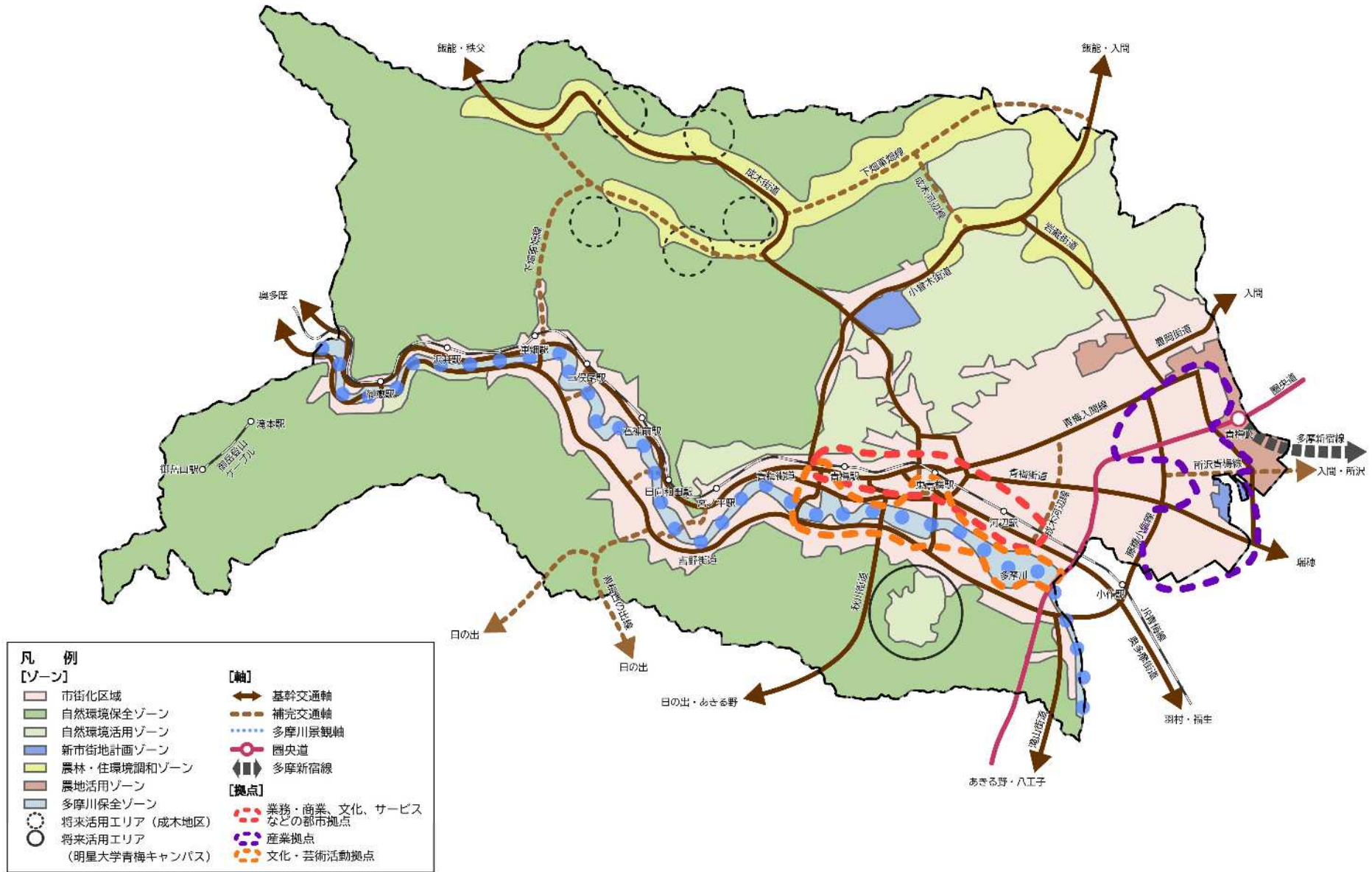
ウ 文化・芸術活動拠点（青梅・長淵・河辺地区）

既存の市立美術館や郷土博物館、文化交流センター等との連携や、多摩川の河川敷を活用した自然体験学習機能の導入などにより、文化・芸術活動拠点の形成を図ります。

エ 生活中心地

主要３駅周辺地域以外の駅周辺や、コミュニティインフラが整った人々の活動・交流の場において、土砂災害や浸水による著しい被害を受けるリスクが低い地域を生活中心地として形成を図ります。

図 将来都市構造図



第3章 まちづくりの基本方針（全体構想）

- 1 土地利用の方針
- 2 交通体系の整備方針
- 3 自然・都市環境形成の方針
- 4 景観形成の方針
- 5 都市施設の整備方針
- 6 安全・安心のまちづくりの方針
- 7 産業環境の整備方針

1. 土地利用の方針

＜基本的考え方＞

①緑の豊かさと都市の活力が備わったコンパクトシティの形成

人口減少・少子高齢化等に対応しつつ、豊かな自然環境が保全・活用された、持続可能で安全かつ利便性の高い土地利用を図ります。

②自然や居住環境に配慮した適正な土地利用の規制・誘導

豊かな自然環境と居住環境が調和したまちを実現するため、市街化区域および市街化調整区域の土地利用方針にもとづき、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

新たな鉱山・採石事業は認めず、既存の鉱山・採石事業の拡張については、市民の理解を前提に、環境への影響を十分配慮し、慎重に対応します。また、墓地、斎場、動物霊園関連施設、廃棄物処理施設などの、自然や生活環境に影響を及ぼす施設については、適正な規制を行います。

③地域特性に応じた住みよい居住環境の形成

市東部の都市基盤が整った市街地での快適な居住環境の形成を図るとともに、市西部の市街地や市北部の既存集落の住民が日常生活を営む身近なエリアの居住環境の維持を図ります。

④市内の買い物環境の向上

今後、さらに高齢化が進み、事業や店舗の継承、商店街活動の担い手が不足することや、買い物を困難と感じる市民が増えることが予測されることから、駅周辺地域や幹線道路沿道での業務・商業施設の誘導、商店街の活性化支援等を図ります。

⑤産業集積の維持・発展に向けた工業用地の確保

広域交通ネットワークの利便性を生かした産業拠点の形成を図り、地域の産業振興や雇用創出、安定した税源の確保につなげます。

⑥地域の特性に応じたメリハリのある市街化調整区域の土地利用誘導

山地や丘陵地、河川など豊かな自然の積極的な保全を図ります。市街地に近接した丘陵地や河川などは、自然と親しめる空間、環境学習や身近なレクリエーションの場などとして活用を図ります。

既存集落地域については、農林・住環境との調和を図りながら、適正な土地利用の誘導を検討します。

都市的土地利用へ誘導すべき地域は、周辺環境との調和に配慮し、新たな産業立地なども含めて機能的な市街地を目指します。

また、コミュニティ維持を目的とした既存宅地や空き家の活用による地域の活性化を図ります。

(1) 市街化区域の土地利用方針

都市機能の集約化・高度化、各地域を結ぶ交通ネットワークの構築など、将来の人口減少・少子高齢化等を見据えたコンパクトシティの形成を推進します。

市街化区域は、青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域への都市機能の集積や、住居、商業、工業などの秩序ある土地利用により、都市の活力の創出と良好な市街地環境の形成を図ります。

市街化区域内に残る樹林地や生産緑地などのみどりの適正な維持・保全を図るとともに、生活環境に影響を及ぼす施設について適正な規制を行います。

住居系土地利用では、各住宅地および市街地における居住環境や景観などの視点から、適正な高さ規制のあり方や住工混在地における地域地区の変更などの都市計画的な対応を検討します。

①住居系土地利用

ア 低密度住宅地

多摩川上流地域や霞川周辺地域などは、自然環境と調和した低密度、低層のゆとりと潤いのある住宅地の形成を目指します。この地域に旧来から立地する小規模な地場産業などについては、良好な居住環境との調和を図ります。また、幹線道路の沿道には、居住環境に配慮した生活利便施設を誘導します。

イ 中密度住宅地

土地区画整理事業により都市基盤が整った東部の市街地は、中密度の住宅地の形成を目指します。また、幹線道路の沿道には、居住環境に配慮した商業・業務施設の立地を誘導します。

ウ 住居系複合市街地

商業系複合市街地と住居・産業系複合市街地に接する地域は、住宅を中心とする中密度の市街地の形成を目指します。

居住環境との調和に配慮した商業・業務などの多様な施設を許容します。

エ 住居・産業系複合市街地

多摩川沿いなどの旧来から小規模な産業が点在し、住宅と工場が混在する地域は、居住環境との調和に配慮した、住む場と働く場が近接した複合市街地の形成を目指します。

大規模集客施設などの立地については、周辺の状況を勘案し、適正な規制・誘導を検討します。

②商業系土地利用

ア 商業系複合市街地

青梅、東青梅、河辺、小作の各駅周辺地域は、業務・商業施設や文化施設、各種サービスを提供する施設を誘導します。また、地域の特性に合わせ、土地の高度利用を促進するとともに、都市型住宅の誘導や歴史・文化を生かした観光産業の振興などにより、まちの空洞化を防ぎ、暮らしと賑わいのある商業地の形成を目指します。

また、幹線道路の沿道には、居住環境に配慮した業務・商業施設を誘導し、中密度の複合市街地の形成を目指します。

③工業系土地利用

ア 工業系市街地

東部の工業団地を中心とする地域は、企業立地を促進し、工場や関連事業所などの産業集積の形成を目指します。

青梅インターチェンジ北側地区は、広域交通ネットワークの利便性を生かし、土地区画整理事業による基盤整備を進め、物流を中心とした流通業務機能などの集積を図ります。

(2) 市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域は、自然環境の保全・活用、農業的土地利用の維持・保全を図るとともに、集落地域における生活環境整備や、計画的な開発の誘導など、地域の特性に応じた土地利用を進めます。

また、既存集落におけるコミュニティ維持については、災害リスクが低い地域を考慮し、維持を図ります。

ア 自然環境を保全する地域（自然環境保全ゾーン）

秩父多摩甲斐国立公園の区域や急峻な地形を有する山地は、森林を主体とした優れた自然環境資源であり、積極的に自然環境を保全します。この地域では、地形を変えることや施設をつくることなどは、基本的に認めません。

イ 自然環境に配慮しつつ活用する地域（自然環境活用ゾーン）

市街地に近接した丘陵地は、自然環境に配慮しつつ、自然と親しめる空間として活用します。

この地域では、自然環境に影響を及ぼす施設について、適正な規制を行うとともに、大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。

ウ 計画的に開発を誘導する地域（新市街地計画ゾーン）

東端地区は、瑞穂町と連携した面的整備事業などにより、雇用の生まれる産業の集積を促進します。

黒沢地区採石場跡地については、市街地と近接した立地条件を生かし、雇用の生まれる新たな産業を含めた産業集積地として、計画的な土地利用を誘導します。また、市街地からの景観に配慮し、斜面緑地などの自然環

境資源を活用するよう誘導します。市街地整備の見通しが明らかになった段階で、農林業との十分な調整を行い、市街化調整区域から市街化区域への編入を検討し、計画的に市街地を形成します。

エ 農林的环境と調和した既存集落地の活性化を図る地域（農林・住環境調和ゾーン）

黒沢川や成木川などに沿った既存集落地域は、人口減少や高齢化に対し、地域の特性を踏まえ生活基盤整備などによる居住環境の向上と、農林業の振興を図りながら、地域コミュニティの維持、農林業の担い手の定住などによる地域振興を図ります。また、農業の振興と河川などの自然環境に配慮しながら、市街化調整区域における地区計画制度等の活用や、開発許可制度の運用などによる適正な土地利用の誘導を検討します。

オ 農業的土地利用の維持・活用を図る地域（農地活用ゾーン）

農産物の生産機能だけでなく、治水や環境保全などの農地の持つ多面的な機能を重視するとともに、生産性の向上や農地の集積を図ります。

カ 多摩川の保全（多摩川保全ゾーン）

多摩川の水質汚濁の防止や水辺環境の保全に努めるとともに、散策路整備など生活に潤いのある空間としての活用を図ります。

また、多摩川沿いの市街地については、多摩川の自然環境との調和を図るため、景観や土地利用の誘導を行います。

市街地における多摩川由来の崖線緑地は、自然の地形に残る貴重なみどりであり、適正に維持・保全を行います。

キ 鉱山・採石事業地の修復と活用（将来活用エリア）

新たな鉱山・採石事業は認めません。既存の鉱山・採石事業の拡張については、市民の理解を前提に、環境への影響を十分配慮し、慎重に対応します。また、鉱山・採石事業地は、事業完了後、森林など自然環境への復元を図ることを基本としつつ、周辺環境に配慮して特性を生かした跡地の将来活用を図る地域として位置付けます。

ク 明星大学青梅キャンパス（将来活用エリア）

明星大学青梅キャンパスエリアについては、様々な可能性や、各施策との関連性を十分に考慮して検討し、将来活用を図る地域として位置付けます。

【土地利用の方針を実現化するための施策】

●市街地などの土地利用の誘導

- ◇「青梅市用途地域等に関する指定方針および指定基準」にもとづく、適切な運用
- ◇特別用途地区、地区計画などの導入検討
- ◇高度地区の適用区域の拡大検討
- ◇市街化調整区域などの土地利用に関する条例の検討
- ◇「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづく指導
- ◇区域区分、地域地区の境界の明確化
- ◇空き家の管理や活用のための制度の検討

●自然環境の保全

- ◇「東京における自然の保護と回復に関する条例」の運用
- ◇特別緑地保全地区や風致地区の各種制度の運用
- ◇「青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」にもとづく制限

●計画的な開発の誘導

- ◇区域区分の見直し
- ◇用途地域の指定
- ◇地区計画の導入
- ◇土地区画整理事業の促進

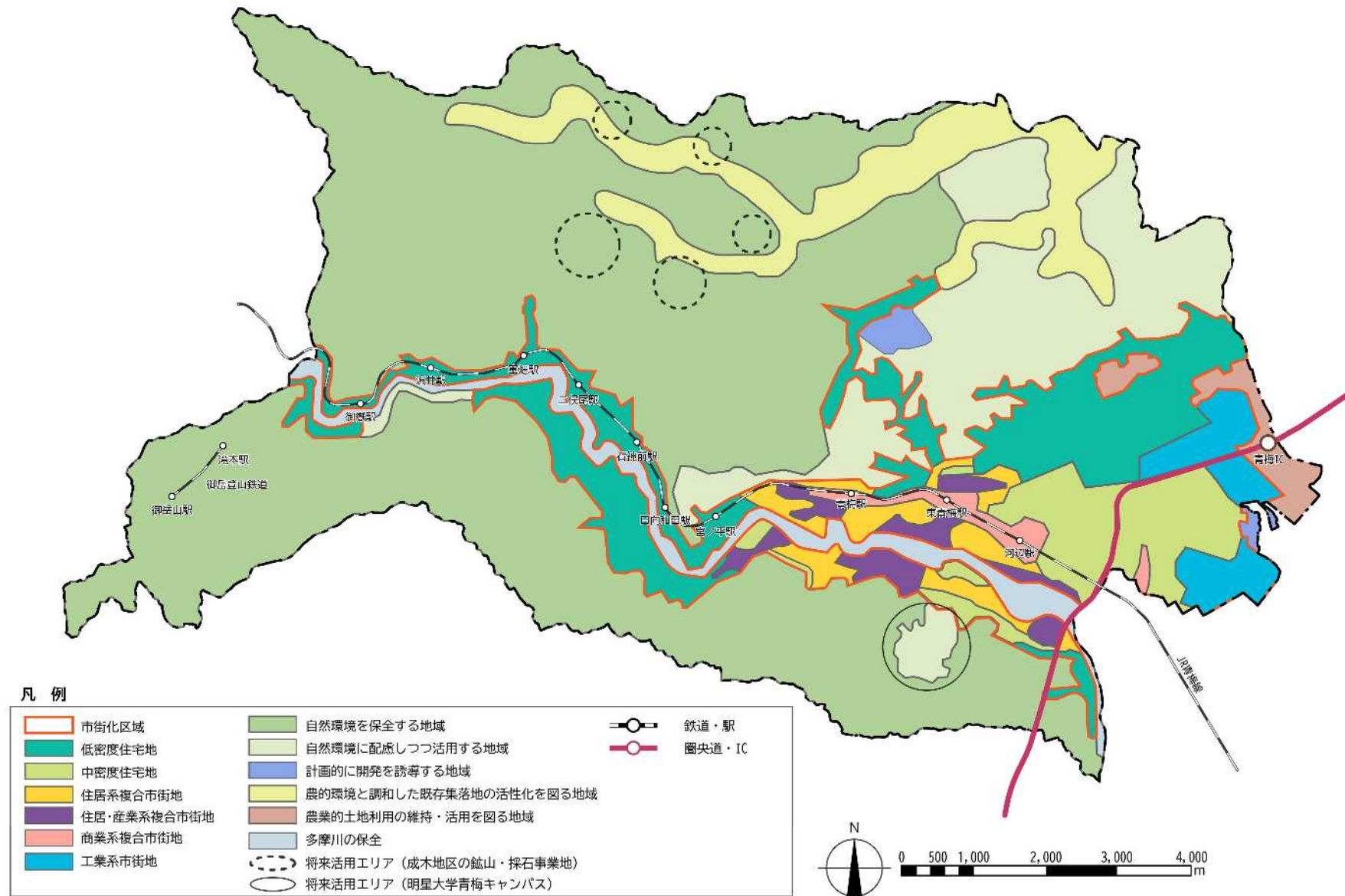
●既存集落地の活性化

- ◇市街化調整区域の開発許可制度等の運用

●多摩川の保全

- ◇「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」による景観形成・景観誘導
- ◇「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けたガイドライン」にもとづく保全施策の検討
- ◇散策路など水辺施設の整備

図 土地利用の方針図



2. 交通体系の整備方針

＜基本的考え方＞

①業務核都市にふさわしい広域交通ネットワークの形成

圏央道を軸に、首都圏の業務核都市を結ぶ広域交通ネットワークの形成を促進します。

②骨格となる基幹交通軸の機能の充実

青梅街道、吉野街道、奥多摩街道による東西交通軸、市街地を囲む環状交通軸、市街地と北部および周辺市町を結ぶ放射交通軸の機能の充実を図り、利便性・快適性の向上を目指します。

③幹線道路の機能の充実

都市計画道路については、「東京における都市計画道路の整備方針」にもとづく整備を進めます。地域生活としても重要な役割を担う幹線道路について、観光や産業用車両との競合などの問題解消に努めます。

また、将来の人口減少に対応したコンパクトなまちづくりの都市構造の形成に対応していくため、主要な公共施設や駅周辺を結ぶネットワーク形成に向けた幹線道路等の整備を推進します。

④安全・安心の身近な道路環境づくり

日常生活に利用される道路では、ユニバーサルデザインの視点や地域の特性に配慮しながら、誰もが安心して快適に移動できるよう歩行者空間の確保を進めます。

⑤持続可能で多様な公共交通サービスの確保

JR青梅線やバス路線などの既存の公共交通の維持・利便性の向上とともに、多様な交通サービスの導入等により、公共交通空白・不便地域の解消と持続可能な交通サービスの確保を図ります。

(1) 道路網の整備方針

道路は市民生活に欠くことのできない社会資本です。周辺環境や景観に配慮し、市民や利用者、地権者の協力のもと、生活の利便性や安全性、防災性の向上を目指した道路整備を進めます。

ア 広域交通ネットワークの形成

首都圏の広域的な幹線道路網を形成する圏央道の全線開通を促進します。

また、都心部と青梅を結ぶ都市高速道路・多摩新宿線の構想を促進します。

イ 基幹交通軸を形成する道路の整備

東西方向の基幹道路については、既に都市計画決定された路線における、青梅街道の未整備区間の整備や吉野街道の拡幅を促進します。

ウ 幹線道路の整備

機能的な都市活動や安全で快適な都市生活の確保に向けて、都市計画道路の整備に当たっては、「東京における都市計画道路の整備方針」において、優先的に整備すべき道路として位置付けられた路線や、周辺環境の変化や課題を適切にとらえ選定した路線の整備を進めます。

エ 歩行者にやさしい道路空間の整備

高齢者や障がい者、こどもなどの地域の生活者や、観光を目的とした来訪者など、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、歩行者空間に配慮した道路整備を進めます。

そのため、歩道のバリアフリー化や無電柱化など、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。特に緊急度の高い区間については、沿道のセッバックの協力や、近接経路での歩行者・自転車用通路の確保など、地域の現状に合った整備方法の検討を進め、改善を目指します。

また、健康づくりや、自然、歴史・文化の資源等を巡る道として利用される「青梅市健康と歴史・文化の路」の整備や適正な維持管理に努めます。

オ 市街地の道路整備

青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域とその周辺における道路については、安全で快適な歩行者空間の連続的な確保を目指します。そのため、観光交通に対応した駐車場の適正な配置や、レンタサイクル、シェアサイクルの普及などにより、自動車交通の抑制と安全で快適な道路空間の確保を進めます。

また、地域生活に欠くことのできない幹線市道や生活道路については、暮らしやすい地域づくりに向けて、市道の新設や拡幅改修、路面改良工事、ＩＣＴ等の新技術を活用した効率的かつ計画的な橋りょう等の点検・補修を実施し、利便性・安全性の向上を図ります。

(2) 公共交通の充実の方針

鉄道やバスなどの公共交通は、市民生活を支える都市基盤のひとつであり、高齢化社会や環境負荷への視点から、その役割はますます高まっています。誰もが利用しやすい交通手段とするため、市民や交通事業者、行政が協働して、公共交通の充実を目指します。

ア JR青梅線の利便性向上

JR青梅線は、市民や観光客の重要な交通手段の一つでもあります。JR中央線の複々線化を含む東京直通電車の増発、青梅以西の列車本数増加などを引き続き要請し、利用者の増加を目指します。また、駅施設などの改善やバリアフリー化により、使いやすい交通機関としての整備を要請します。

イ 公共交通の利用の充実

(ア) 公共交通の利用促進や市民意識の改革

公共交通の状況や重要性を周知し、市民の公共交通に対する意識改革を促すとともに、相互理解のもとでファンを増やし、公共交通の利用を促進させます。このため、市民が積極的に関わっていくための取組として、公共交通ガイドの配布や学校、事業所等におけるモビリティ・マネジメントの実施を進めます。

(イ) 公共交通空白・不便地域の解消

一部の地域に存在する公共交通空白・不便地域を解消するため、それぞれの地域の特性に応じ、路線バス、鉄道、タクシー等の公共交通に自動車・自転車を加えた交通手段の最適な組み合わせ（ベストミックス）を構築し、持続可能な公共交通の確保を図ります。

(ウ) 市民・事業書等との連携による公共交通の利便性等の向上

駅施設の清掃やバス停敷地、バス待ちのための建物などを提供いただく自治会、商店会、事業所、学校、有志などを募集して連携する公共交通サポーター制度の導入を促進します。

(エ) 新たな公共交通の導入によるサービスの維持

デマンド交通や自動運転、環境の負荷が低いグリーンスローモビリティ等の新技術を活用した移動手段などと併せて、利便性を向上させるソフト対策も含めた、新たな公共交通の導入に向けた取組を推進します。

ウ その他の公共交通の充実

多摩地域の公共交通の充実を図るため、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて、多摩都市モノレールの延伸整備を促進します。

【交通体系の整備方針を実現化するための施策】

●道路交通体系の整備

- ◇都市計画道路の整備
- ◇幹線市道、生活道路の整備
- ◇安全な歩行者空間の確保
- ◇歩道のバリアフリー化
- ◇無電柱化
- ◇「青梅市健康と歴史・文化の路」の整備や適正な維持管理
- ◇適正な駐車場配置の検討
- ◇レンタサイクル、シェアサイクルの普及

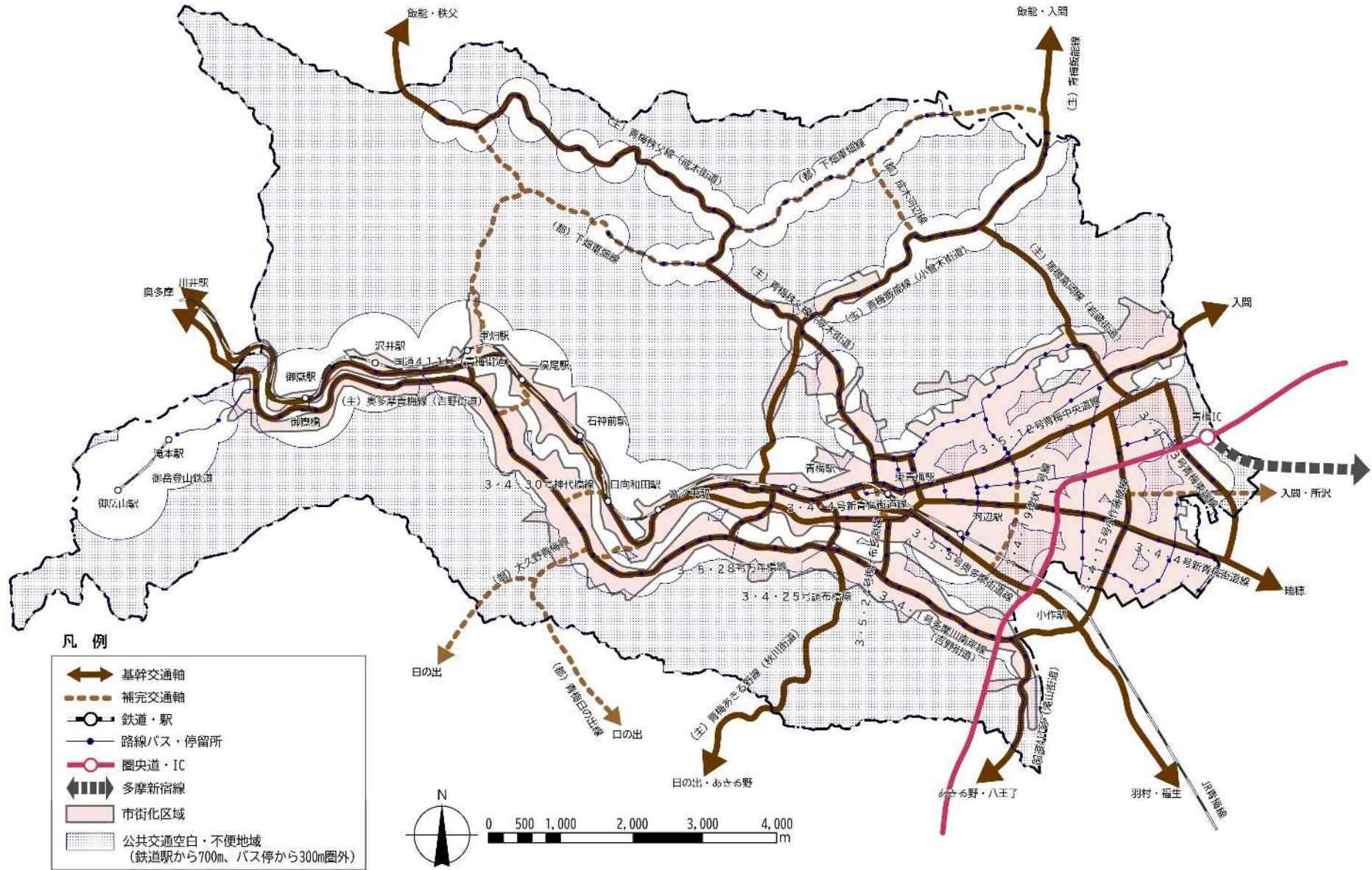
●JR青梅線の利便性向上

- ◇運行本数の増加の促進
- ◇駅施設の改善やバリアフリー化

●公共交通の充実

- ◇バス利用促進や市民意識の改革
- ◇公共交通空白・不便地域の解消
- ◇市民・事業書等との連携による公共交通の利便性等の向上
- ◇新たな公共交通の導入によるサービスの維持

図 交通体系の整備方針図(1) (骨格を形成する交通網図)



3. 自然・都市環境形成の方針

＜基本的考え方＞

①山地や丘陵地などの豊かな自然環境の保全と活用

市域の6割以上を占める山地や丘陵地は、豊かなみどりの宝庫であり、これらの自然環境を積極的に保全するとともに、自然と親しめる空間、身近なレクリエーションなどの場としての活用を図ります。

②多摩川の保全と活用

自然の恵みをたくわえた美しい多摩川の流れと河岸のみどり、市街地に連続して残る河岸段丘上の貴重なみどり、さらに、多摩川の水を支える両岸の山地や丘陵地、これらはすべて多摩川と一体のものです。このような多摩川の環境や景観を積極的に保全するとともに、身近なレクリエーションや自然観察、環境学習の場としての活用等、多摩川の利活用のあり方について検討します。

③グリーンインフラの推進による良好な都市環境の形成

市街地には、公園緑地や街路樹、農地のほか、崖線緑地や社寺林などのみどりが多く残っています。生物多様性に配慮し、これら市街地内のみどりを積極的に保全するとともに、自然環境が持つ多面的機能を活用したグリーンインフラの取組を推進し、良好な都市環境の形成を図ります。

④カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり

国は、令和2（2020）年10月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指す政策目標を表明しました。都では、令和3（2021）年1月に、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」を表明しました。このような中、本市においても、令和4（2022）年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくりを推進します。

(1) 自然環境の保全・活用の方針

本市は、多摩川流域と荒川流域の2つの流域から構成され、それぞれの流域に人々の暮らしと調和した特徴的な自然環境が形成されています。これらの河川とみどり豊かな山並みは、市街地を取り囲み、自然環境・景観の骨格を形づくっています。山地や丘陵地、河川などの自然環境を保全するとともに、市民や来訪者などの憩いとレクリエーションの空間として活用を図っていきます。

ア 山地や丘陵地、河川などの自然環境の積極的な保全施策の推進

自然環境を保全する地域、自然環境に配慮しつつ活用する地域および多摩川については、豊かな自然環境や地形・地質などの自然資質の保全を図ることを基本とします。そのため、秩父多摩甲斐国立公園や、「東京における自然の保護と回復に関する条例」にもとづく保全地域、特別緑地保全地区、風致地区などの各種制度を運用し自然環境の保全を図ります。また、地形の骨格を形成するとともに、分水嶺としても重要な山地の尾根の山並みを保全します。

山林の保全に向け、東京都と連携し、多摩産材の利用拡大を図るとともに、多摩の森林再生事業や花粉の少ない森づくりなどの事業を促進します。また、森林ボランティアの育成や森林保全に取り組むボランティアグループとの連携など、市民の手による森林整備を進めます。

多摩川の崖線緑地については、「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづき、東京都や関係市と連携して保全施策を検討していきます。

また、山間部の農地機能による自然環境の保全の役割を重視し、農地の維持・保全を図ります。

下水道や合併処理浄化槽の整備により、生活環境の改善を行うとともに、河川、水路などの水質保全を図ります。

イ 保養・レクリエーション・アウトドアスポーツの場としての活用

御岳山や高水山などの山地と多摩川の水辺は、市民や来訪者などの保養や、散策、つりなどの自然レクリエーションの場、登山やリバースポーツの場として親しまれています。

利用者が安全に自然とふれあい親しめる散策路やハイキングコース、登山道、休憩施設などの管理による利用環境の充実とともに、御岳ビジターセンターや指導員を通じて利用者のモラルの向上を図ります。

ウ 自然観察・環境学習・自然体験などの場としての活用

青梅の森特別緑地保全地区などの市街地に近い丘陵地などは、動植物に配慮しつつ、自然観察や環境学習、里山体験の場として活用していきます。また、身近な自然とふれあえる場として、周辺施設との連携による一体的な管理・運営を市民などとともに進めていきます。

多摩川の「おうめ水辺の楽校」などにおいては、自然観察、環境学習、自然体験などが行われており、今後も、市民との協働による取組を進めていきます。

(2) 市街地の緑地等確保の方針

グリーンインフラとして、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等を推進します。

このため、公園のみどりの質的な充実を図るとともに、市街地に残る崖線緑地や社寺林などの積極的な保全、生産緑地の適正な維持・保全や制度の活用により、みどりあふれる快適な環境づくりを進めます。

また、市街地に囲まれた集团的農地は、都市環境や景観などの機能を重視し、生産性の向上や農地の集積に努めます。

(3) 脱炭素まちづくりの方針

2050年までのゼロカーボンシティ実現に向け、都市機能の集約化とあわせ、交通、エネルギー、みどりなどの各分野において脱炭素化に向けた取組を展開します。

ア 都市機能の集約化による歩いて暮らせるまちづくりの推進

青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域に医療・福祉施設、公共施設、商業施設などの都市機能の集約化・高度化、各地域を結ぶ交通ネットワークの構築など、将来の人口減少・少子高齢化等を見据えたコンパクトシティの形成を推進し、市民にとって暮らしやすく、持続可能なまちづくりを推進します。

イ 環境にやさしい交通体系の整備

自動車に過度に依存しない環境にやさしい交通体系を目指し、鉄道やバスなどの公共交通の利便性の向上を図るとともに、グリーンスローモビリティ等の新たな公共交通の導入に向けた取組を推進します。

幹線道路の整備や交差点改良などにより、バスの円滑な走行や渋滞解消などの交通環境の改善を図ります。

安全で快適な歩行者空間の整備や自転車が安心して通行できる道路整備、自転車等駐車場の適正な配置など、居住環境の整備を進めます。

次世代自動車の普及・促進を図るため、公共施設への充電設備の整備促進を図ります。

に努め、ZEB 化の検討を行います。

ウ 再生可能エネルギーの利用促進、エネルギーの地産地消

カーボンニュートラルの実現に向け、次世代自動車や住宅への太陽光パネル導入等の支援制度などについて周知するとともに、市独自の支援制度を展開し、再生可能エネルギーの利用を促進します。

また、公共施設への太陽光発電システムの導入やバイオマス発電等の導入等、小規模分散型の再生可能エネルギーの活用を検討していきます。

エ 都市の緑化推進や都市施設・建築物の省エネルギー化

市街地内における公園や緑地、生産緑地地区などの維持・保全を図ります。また、生け垣の設置を支援し、敷地内緑化を促進します。

LED 照明や高断熱窓、高効率空調設備など、省エネ性能の高い機器の設置に関する普及啓発・導入支援を行い、建築物の ZEH 化・ZEB 化を進めます。また、公共施設の新築、改修時には省エネルギー性能の向上

【自然・都市環境形成の方針を実現化するための施策】

●自然環境の保全

- ◇自然公園法にもとづく秩父多摩甲斐国立公園の制度の運用
- ◇「東京における自然の保護と回復に関する条例」の運用
- ◇特別緑地保全地区や風致地区などの各種制度の運用
- ◇「青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」にもとづく制限
- ◇「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けたガイドライン」にもとづく保全施策の検討
- ◇「青梅市森林整備計画」にもとづく森林再生事業や主伐事業などの森林施策の実施
- ◇体験学習講座などによる森林ボランティア育成
- ◇東京都農林水産振興財団が行う企業の森事業の促進
- ◇ハイキングコース、休憩施設などの観光レクリエーション施設の適正な管理
- ◇「おうめ水辺の楽校」などを中心とした自然体験学習などの協働事業の充実・拡大

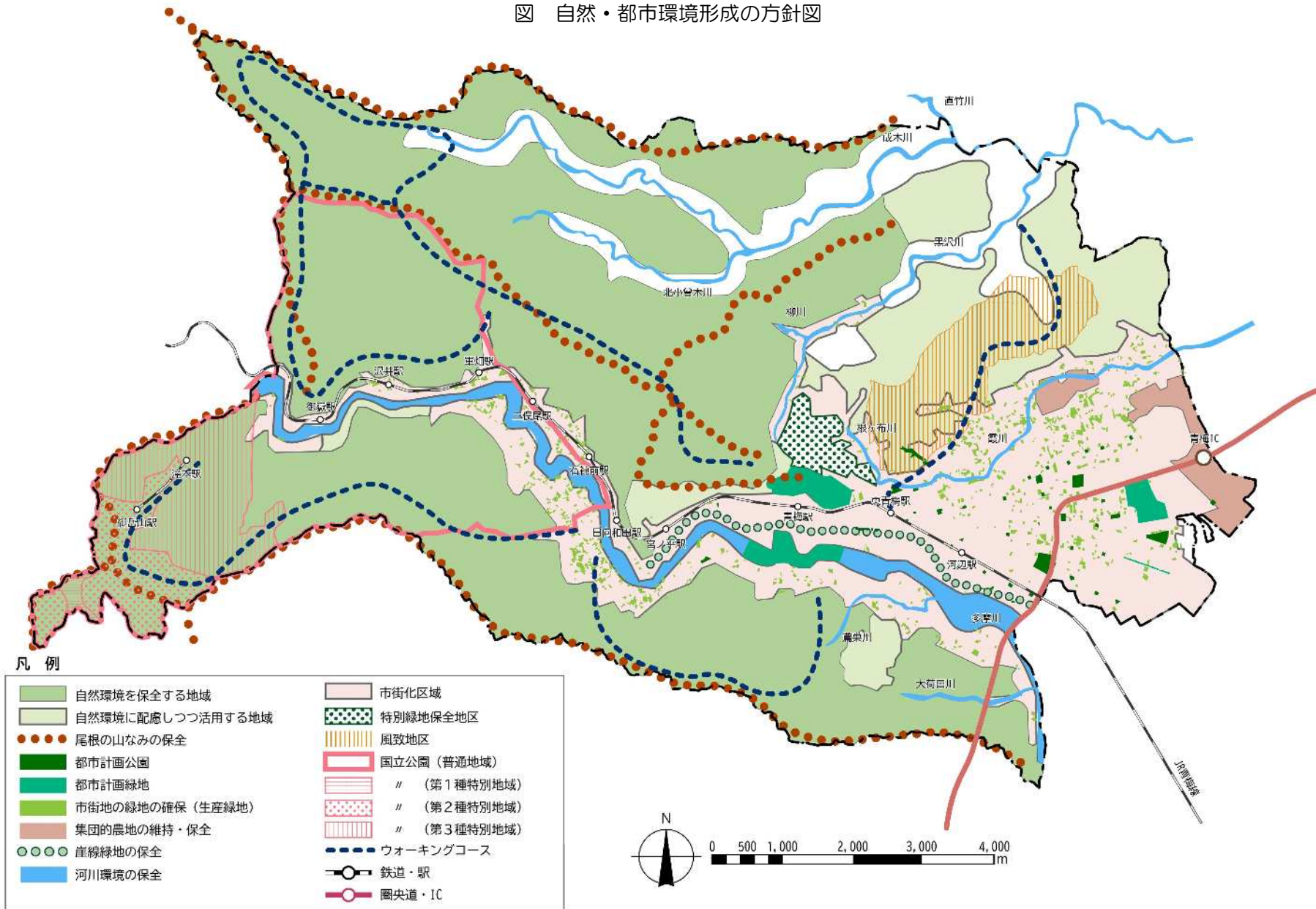
●市街地の緑地確保

- ◇公園のみどりの質的な充実
- ◇公園のみどりの適切な管理
- ◇生産緑地地区の維持・保全や制度の活用

●脱炭素まちづくり

- ◇幹線道路の整備、交差点の改良など交通環境の改善
- ◇歩行者空間、自転車道路の整備、歩行者空間のバリアフリー化
- ◇自転車等駐車場の整備
- ◇次世代自動車の普及・促進
- ◇小規模分散型再生可能エネルギーの普及・促進
- ◇市街地内の公園・緑地の維持・保全
- ◇敷地内緑化の促進
- ◇省エネ性能の高い機器の普及・導入支援
- ◇公共施設における ZEB 化の検討

図 自然・都市環境形成の方針図



4. 景観形成の方針

＜基本的考え方＞

①豊かな自然景観の保全

美しい山並みと清流はふるさとの原風景であり、貴重な観光資源でもあるため、これらの自然景観を守り育てていきます。

②歴史的景観の保全・活用による本市固有の歴史・文化の継承

優れた歴史的資産や先人たちの暮らしとともに育まれてきたまちの風景を保全・活用し、本市固有の歴史・文化を将来に引き継いでいきます。

③市民・事業者との協働による景観まちづくりの促進

景観まちづくりを実現するため、市民、事業者、行政が共通の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い協調した取組を進めます。

(1) 地域独自の骨格的・構造的な要素を生かす景観形成の方針

青梅ならではの自然や、先人から受け継いだ歴史・文化を共有財産として守り育てるとともに、暮らしを取り巻くまちの風景を優れたものとして育んでいきます。このため、景観と暮らしを特徴づけている骨格的・構造的な要素に着目し、景観形成を図ります。

ア 山地や丘陵地などの自然景観の保全と活用

山地や丘陵地の景観を大切にし、四季を彩る豊かな樹林の形成、レクリエーションの場としての適切な活用、眺望の確保を図ります。

イ 景観の主軸となる河川景観の保全と活用

多摩川と荒川支流の河川を地域の景観・環境の主軸として、美しい川の姿を守り、散策や川遊びの場として活用し、水辺のやすらぎや楽しみを満喫する場としての魅力を高めます。

ウ 歴史や文化に根ざした景観の保全・継承

点在する歴史資源や風情ある街なみ、伝統行事などを、地域に根ざした固有の歴史・文化として大切に継承します。

エ 暮らしの拠点における賑わいのある景観の形成

鉄道駅前やバス停留所などの交通結節点や、公園、公共施設といった公共性の高い場は、誰もが利用しやすい快適な空間づくりを進めるとともに、これらの場所にふさわしい賑わいを創出し、公共性の高い場の快適な景観づくりを進めます。

オ 住み続けたいと思えるまちの良好な景観の形成

多摩川の河岸段丘上や丘陵地の斜面上から扇状地へと広がる住宅地、荒川支流の谷筋に形成された山あいの集落において、安心な生活の基盤を整えるとともに、住まいの緑化や地域住民による花壇づくりを促進し、いつまでも住み続けたいと思える、潤いを感じられる生活環境を育てていきます。

カ 快適で潤いのある交通景観の形成

青梅街道、吉野街道、成木街道、小曾木街道などの主要な道路や、鉄道の車窓からは、山と川からなる青梅の特徴的な地域構造を一望のもとに把握できます。

このように、道路や鉄道の交通空間は、地域認識の場でもあり、沿道沿線の景観とともに一体的な充実を図ります。

キ 豊かで活力ある産業景観の活用と整備

小曾木、成木などの里山に点在する水田や畑地、樹園地などの農地の健全な環境と特徴ある景観を大切にし、恵み豊かな風土や環境への理解と実感を深めていきます。

地域に活力を与える産業と風土とのより良い関係を築き、自然環境や街なみなどとの調和に配慮した景観形成を誘導します。

(2) 協働による都市景観の形成

景観まちづくりを実現していくため、市民、事業者、行政が景観形成に対する共通の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い、協調した取組を進めていきます。

ア 市民参加による景観まちづくりの促進

道路と沿道の商店街を一体とした街なみづくりなどの、地区の住民、事業者、行政との協働による取組や、生け垣・花壇づくりなどの市民の主体的な取組など、様々な形の市民参加による景観まちづくりを進めます。

イ 市民や事業者の理解と協力の促進

景観まちづくりの基本的方向や重要な景観などについて、市民や事業者に積極的な情報提供を行い、これらを通して市民の意識を高めながら、景観形成に対する市民の理解と協力を促していきます。

【景観形成の方針を実現化するための施策】

●自然景観の保全と活用

- ◇自然環境の保全
- ◇山地や丘陵地の散策や眺望空間の確保

●河川景観の保全と活用

- ◇「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」による景観形成・景観誘導
- ◇河川の親水空間の整備・充実

●歴史的景観の保全・継承

- ◇「青梅駅周辺景観形成地区・景観形成計画・景観形成基準」による景観形成・景観誘導
- ◇「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく景観形成重要資源の指定・保全

●市街地景観の整備

- ◇公共性の高い場のバリアフリー化
- ◇駅前の魅力ある街なみの形成
- ◇道路と沿道を一体とした景観整備
- ◇生け垣の設置支援
- ◇コミュニティ花壇の促進
- ◇「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづく良好な景観形成
- ◇「青梅市景観形成ガイドライン(公共施設の標準デザイン指針)」による公共施設の良好な景観形成
- ◇「東京都屋外広告物条例」にもとづく適正な誘導
- ◇開発行為等における景観誘導

●協働による景観まちづくりの推進

- ◇景観に関する情報提供や意見交換、学習の場の提供
- ◇景観形成事業の推進
- ◇市民と行政の連携強化に向けたしくみの整備
- ◇都市計画提案制度の活用

5. 都市施設の整備方針

＜基本的考え方＞

①治水機能の向上による市民生活の安全確保

国や東京都と連携し、市内各河川の改修を進めるとともに、雨水の流出を抑止する、浸透施設や貯留施設の普及により、治水機能の向上を図ります。

②都市の貴重な水とみどりのオープンスペースとしての保全と活用

河川は、都市における貴重な潤いのある場であるため、自然環境に配慮しながら、水辺に親しめる川づくりや良好な河川景観の形成を図ります。

また、民間との連携により、市民ニーズに即した公園の整備を進めるとともに、地域の魅力向上につながる公園管理を推進します。

③安全で安心な暮らしを支える都市基盤の整備

ライフラインである下水道施設の計画的な維持管理と、災害時における下水道機能確保のための対策を推進します。

(1) 公園の整備・管理の方針

市民に身近な憩いやレクリエーションの空間である公園は、あらゆる世代の多様なニーズに対応し、魅力的で快適な環境づくりを図ります。

ア 公園の改修

吹上しょうぶ公園については、都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）における優先整備区域（0.59ha）の位置づけにもとづき、整備を推進します。

公園施設については、青梅市公園施設長寿命化計画にもとづき、安全・安心な施設利用を維持するため、予防保全型管理による計画的な補修や更新を実施します。

公園施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、地域性を踏まえながらインクルーシブ遊具の導入を検討します。

また、持続可能な公園管理のため、必要に応じて都市計画変更等を行います。

イ 公園の管理

公園のさらなる魅力の向上や新たなにぎわい創出を図るため、指定管理者制度やP a r k－P F I 制度等の民間活力を活用した管理方法の導入について検討します。

また、公園を柔軟に利活用するため、画一的な公園利用ルールから、公園ごとに利用ルールを設定できる仕組みづくりや、公園管理を効率的に行う方法として、デジタル技術を活用した公園DXの取組を検討します。

(2) 下水道等の整備・管理方針

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道や合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、将来にわたり下水道サービスを提供するため、老朽化した下水道施設の改築と耐震化を進め、既存施設への効率的な維持管理を推進します。また、浸水被害の防止や雨水の流出抑制を図ります。

ア 汚水施設の整備・維持管理

多くの観光客が訪れる御岳山地区の下水道整備をはじめ、浄化槽処理区域における合併処理浄化槽の整備を推進します。

また、既存の下水道施設を有効に活用するため、予防保全的な維持管理を推進するとともに、青梅市公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき老朽化した施設を計画的に改築していきます。

計画的に開発を誘導する地域については、面的整備事業などの土地利用計画に合わせ公共下水道計画区域への編入を検討します。

イ 雨水対策の推進

雨水排水施設については、浸水被害の防止を図るため、河川改修の進捗状況に合わせ、様々な対策や新たな整備の検討を進めていきます。

雨水の流出を抑制する雨水浸透施設や雨水小型貯留施設の設置を促進し、雨水対策を図ります。

ウ 汚水施設の耐震化

下水道施設は、都市の重要なインフラであり、震災によってその機能が停止・低下した場合、市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、汚水中継ポンプ場や水管橋の耐震化を図ります。

(3) 河川の整備方針

河川は、自然環境や親水性に配慮しつつ、治水機能の向上を図ります。

ア 河川改修の推進

都市計画河川である霞川は、引き続き河道の拡幅などによる改修を促進し、治水機能の向上を図ります。また、成木川、黒沢川などの自然豊かな

地域を流れる河川については、自然環境に留意しながら、豪雨による増水などの危険箇所について、改修を促進します。

準用河川および普通河川の改修や調節池の整備等、治水対策を推進します。

イ 自然豊かで潤いのある水辺空間の創出

多摩川については、上流から下流のそれぞれの特性を生かして、アウトドアスポーツやレクリエーション、水に親しめる場として活用するための施設整備を進めます。

釜の淵エリア一帯について、民間のノウハウを取り入れつつ、賑わいを創出するための整備・活用を推進します。

霞川、成木川、黒沢川などについても、自然環境に配慮し、親水機能を備えた整備を促進します。

ウ 市民との協働による良好な水辺環境の保全と活用

多摩川、霞川、黒沢川、成木川などでは市民やボランティアによる清掃活動が実施されており、今後も、河川の保全を進める市民等の活動を支援します。

また、環境学習や体験学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感する機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むことを目的に、「おうめ水辺の楽校」などを中心に協働事業の充実・拡大を図ります。

(4) その他の都市施設の方針

市民の暮らしの基盤となっているその他都市施設について、適正な管理と計画的な改修を図ります。

ア し尿処理施設

し尿処理施設（黒沢地区）については、「し尿処理場長寿命化計画書」にもとづき、計画的な改修と適正な管理を進めます。

イ リサイクルセンター

リサイクルセンターの計画的な長寿命化と適正な維持管理を行い、更なる機能強化と省エネルギー化を図り、安定的な資源化处理を行います。

ウ 火葬場

火葬場（長淵地区）については、市民斎場、市営墓地とともに、適切な維持管理を図ります。

【都市施設の整備方針を実現化するための施策】

●公園の整備・管理

- ◇民間活力を取り入れた公園の整備・管理
- ◇公園施設の予防保全型管理

●下水道などの整備

- ◇下水道整備の推進
- ◇合併処理浄化槽の整備の推進
- ◇雨水排水施設整備の検討
- ◇雨水浸透施設・雨水小型貯留施設設置の促進
- ◇汚水中継ポンプ場や水管橋の耐震化
- ◇下水道施設の予防保全的な維持管理
- ◇青梅市公共下水道ストックマネジメント計画にもとづく改築更新事業の推進

●河川の整備

- ◇一級河川の整備促進
- ◇一級河川の親水空間の整備・充実
- ◇準用河川、普通河川の治水対策の推進

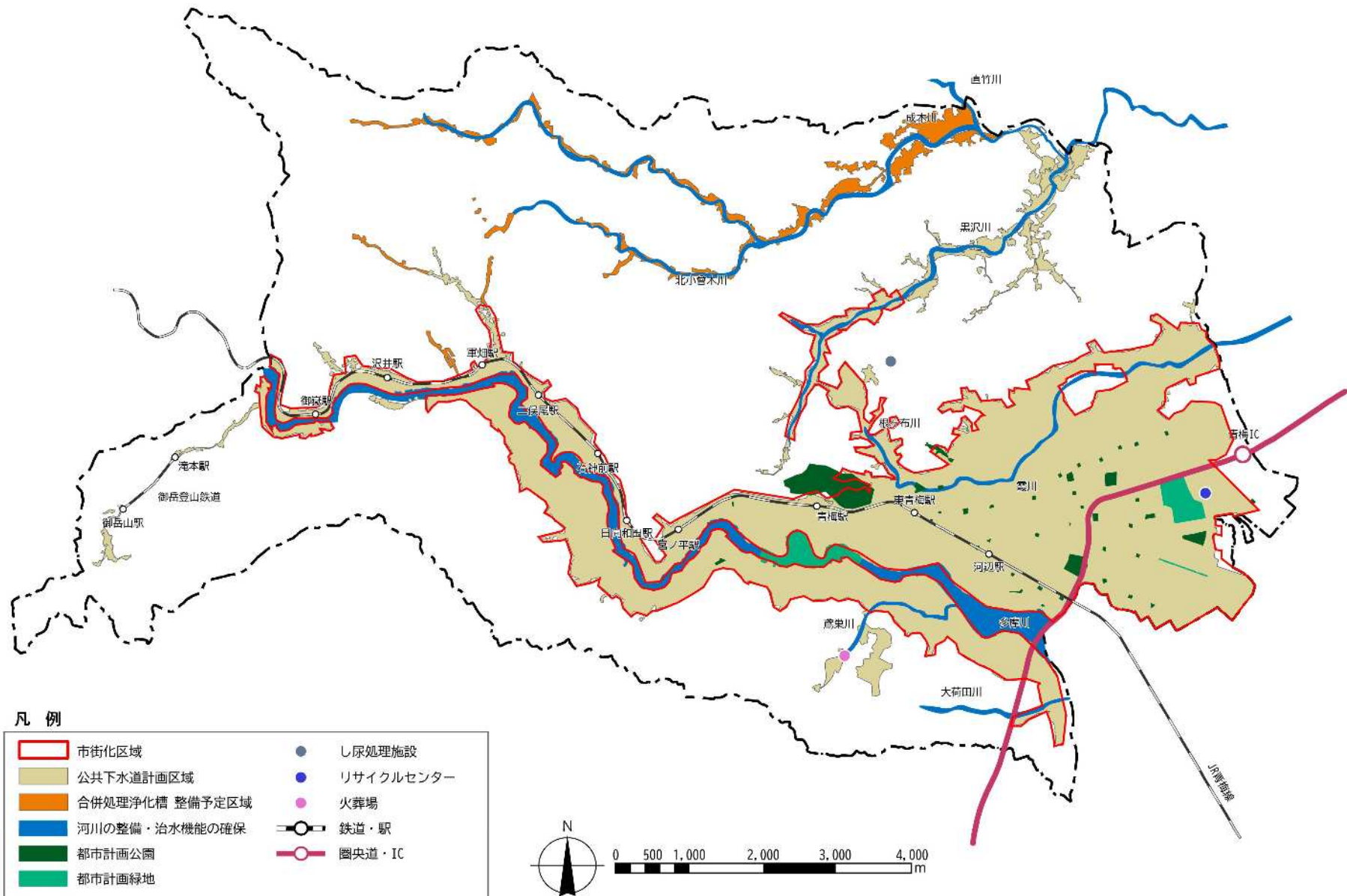
●市民との協働による水辺環境の保全

- ◇河川の保全を進める市民等の活動の支援
- ◇「おうめ水辺の楽校」などを中心とした協働事業の充実・拡大

●その他都市施設の整備・管理

- ◇都市施設の計画的な長寿命化と適正な維持管理

図 都市施設の整備方針図



6. 安全・安心のまちづくりの方針

＜基本的考え方＞

①災害時の安全・安心の確保

地震災害や、台風・集中豪雨による水害、土砂災害といった自然災害から、市民の生命や財産を守るため、防災・減災のまちづくりを進め、安全・安心の確保を目指します。

自助・共助・公助の精神にもとづく災害時の助け合いや、被災後の復興の基盤となる地域コミュニティにおける災害対応力の向上を図ります。

②安全な市街地、住宅地等の形成

震災時における建物倒壊、延焼のリスクに対応するため、空き家対策の強化および狭あい道路の解消などによる安全な市街地、住宅地等の形成を図ります。

③犯罪や交通事故が起きにくいまちづくり

高齢化の進展や人口減少に伴う地域コミュニティの衰退等により、地域の防犯力の低下が懸念されるなか、ユニバーサルデザインのまちづくりや、安全な交通環境の確保により、誰でも安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

まちの死角をなくした安全な環境づくりなど、市民や関係機関との連携・協力のもと、防犯まちづくりを進めます。

(1) 災害に強いまちづくりの方針

市域の東部には、立川断層が活断層として確認されています。また、山間部を中心に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が複数指定されています。

大規模な地震災害への備えを強化するとともに、急峻な山地における土砂災害などへの対策を進め、災害から市民の生命や財産を守る安全なまちづくりを推進します。

ア 地震災害に強いまちづくりの推進

(ア)安全な市街地の形成

建築物の不燃化と合わせて耐震化を促進します。緊急車両が進入困難な住宅地の解消を図るため、道路の拡幅や地区計画制度を活用した建築物の壁面後退などにより、十分な道路空間の確保を図ります。

(イ)建築物等の安全性の確保

防災上の拠点となる公共施設について、建築物の耐震化・不燃化を推進します。また、一般住宅の耐震化を促進するため、引き続き所有者への働きかけを行うとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修の支援を行います。

(ウ)市街地におけるオープンスペースの確保

市街地では、多くの建物の倒壊や、火災による延焼などの被害が拡大する危険性が高いことから、被害の軽減を図るため、公園緑地、農地、広幅員の道路など、都市における空間の確保に努めます。避難場所に指定された公園は、ソーラー公園灯への切り替えを行い、防災機能の向上を図ります。

生産緑地地区は、市街地の貴重なオープンスペースであり、災害の拡大防止機能のほか、一時避難地となることから、適正な維持・保全に努めます。

(エ) 緊急輸送道路の機能の確保

緊急輸送道路の沿道建築物に対する耐震診断・耐震改修などの支援や、橋りょうの耐震化、電柱による占用制限の検討などにより、輸送路の機能の確保を図ります。

大規模な災害により道路が寸断し交通に混乱が生じた場合、ヘリコプターによる人員や物資の輸送が行えるよう、関係機関と調整の上、ヘリコプター臨時着陸場所を指定します。

また、山林火災や登山・ハイキングの事故など、自然環境の中で起こる災害や事故の発生に迅速に対応するため、ヘリポートを備えた防災拠点の整備を促進します。

(オ) 災害時に対応した下水道施設やライフラインの強化

下水道施設については、「青梅市下水道総合地震対策計画」にもとづき汚水中継ポンプ場や水管橋の耐震化を推進します。

また、災害時のライフラインの機能確保や早期復旧を目指し、関係機関との連携・協力体制の強化や事前対策の充実を図ります。

(カ) 防災に関する情報提供や知識の普及・啓発

防災ハンドブックやハザードマップの配布などにより、地域の危険性、避難場所等の周知、日頃の災害への備えなど、防災に関する情報提供や知識の普及・啓発を進めます。

イ 治水対策の推進

都市計画河川である霞川は、引き続き河道の拡幅などの改修を促進し、治水機能の向上を図ります。また、成木川、黒沢川などの自然豊かな地域を流れる河川については、自然環境に留意しながら、豪雨による増水などの危険箇所について、改修を促進します。

準用河川および普通河川の改修や調節池の整備等、治水対策を推進します。

また、洪水ハザードマップなどにより事前の浸水予防や早期の避難行動などを促します。

ウ 土砂災害に関する危険箇所の周知

市内の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域については、警戒避難体制の整備を進めます。

都および関係機関と連携し、土砂災害ハザードマップやパンフレット等により、土砂災害警戒区域等を公表し、周知の徹底に努めます。

エ 地域における防災体制の強化

自主防災組織の強化や各地区の「地区防災計画」の周知、避難行動要支援者支援体制の充実を図るとともに、近隣住民の安否確認、避難場所等の周知徹底など、地域における防災体制の強化を図ります。

(2) 人にやさしいまちづくりの方針

高齢者や障がい者、こども、来訪者などを含めたすべての人にとって利用しやすく、分かりやすい、安心して行動できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、安全な交通環境の確保に努めます。

ア ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、「東京都福祉のまちづくり条例」や市のバリアフリーに関する基準などにより、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を進めるとともに、商業施設などの公共性の高い民間建築物については、「東京都建築物バリアフリー条例」にもとづく施設整備を促進します。

また、高齢者や障がい者、こどもを連れた方でも外出しやすい環境を創出するため、利用者の多い歩道などへの休憩場所の確保を検討します。

イ 安全な交通環境の確保

誰でも安心して活動できる安全な交通環境の形成を図るため、国道、都道の交通安全施設の整備・充実、交通事故多発箇所の改善などを促進します。

市道については、通学路や交通量の多い路線を中心に、路面表示などの交通安全施設の整備・充実を図ります。

また、放置自転車防止に向け、駅周辺の自転車等駐車場の整備を進めます。

(3) 犯罪から市民生活を守るまちづくりの方針

多発する高齢者やこどもたちをねらった犯罪、インターネットなどの普及により巧妙化する犯罪から市民生活を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

ア 公共空間における防犯環境の向上

道路、公園、駐車場、自転車等駐車場などの不特定多数の人が利用する公共空間について、防犯カメラの設置・更新を図るとともに、計画段階から見通しや明るさの確保など、防犯性を考慮した施設の整備を進めます。

夜間の道路通行の安全確保や犯罪の未然防止のため、街路灯の定期点検・整備を進めます。

イ 地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上

青梅警察署や青梅防犯協会などの関係機関と連携した広報・啓発活動をはじめ、メール配信やSNS等、防災行政無線を活用した情報提供、防犯パトロールなどを促進し、市民と一体となった防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図ります。

地域での自主的なパトロール活動を支援するとともに、高齢者やこどもたちを犯罪から守るため、地域ぐるみの見守り体制づくりを進めます。

ウ 空き家対策の推進

空き家の増加は、不審者の出入りや放火など、防犯・防災上の観点からも対策が必要となります。このため、所有者の意識啓発とともに、空き家の適正管理や、老朽化した空き家の除却を促進する制度などの検討を進めます。

【安全・安心のまちづくりの方針を実現化するための施策】

●自然災害に対する減災まちづくり

- ◇防火地域、準防火地域における不燃化の促進
- ◇「青梅市耐震改修促進計画」にもとづく建築物の耐震改修の促進
- ◇道路の拡幅や地区計画制度を活用した建築物の壁面後退
- ◇下水道施設の耐震化
- ◇都市計画河川などの改修促進
- ◇自然災害情報の周知
- ◇土砂災害に対する警戒避難体制の整備
- ◇土砂災害 警戒区域等の危険箇所の周知
- ◇自主防災組織の強化、避難行動要支援者支援体制の充実
- ◇近隣住民の安否確認、避難場所・避難所などの周知徹底

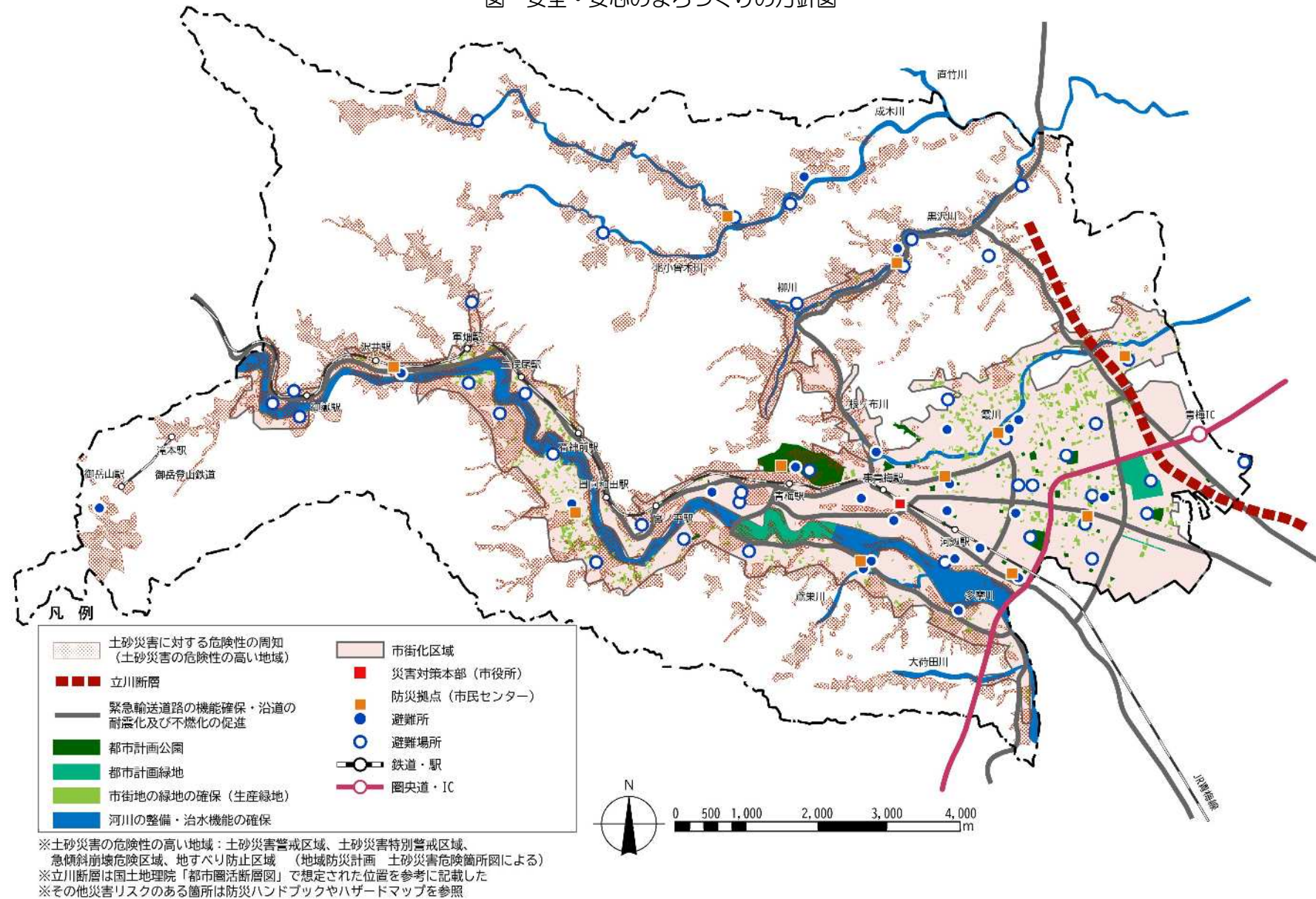
●人にやさしいまちづくり

- ◇公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化
- ◇商業施設などの民間施設に対するバリアフリー化の促進
- ◇利用者の多い歩道などへの休憩施設の確保
- ◇国道、都道の交通安全施設の整備・充実
- ◇交通事故多発箇所の改善
- ◇通学路や交通量の多い市道への路面表示などの交通安全施設の整備・充実
- ◇駅周辺の自転車等駐車場の整備

●犯罪から市民生活を守るまちづくり

- ◇公共空間の防犯設備の充実と犯罪防止を考慮した施設整備
- ◇防犯ボランティア活動の支援とネットワークの拡大
- ◇空き家所有者の意識啓発
- ◇空き家の適正管理
- ◇老朽化した空き家の除却を促進する制度などの検討

図 安全・安心のまちづくりの方針図



7. 産業環境の整備方針

＜基本的考え方＞

①地域経済の活性化と安定的な雇用の確保

「青梅市企業誘致条例」にもとづき、ものづくり産業やサービス産業、物流産業など幅広い分野の企業立地を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保を目指します。また、ものづくり関連の起業を目指すスタートアップに対し、アイデアの試行を行える場の提供、起業に導くための支援を行い、更には、地域産業との連携を図ります。

②産業集積の基盤づくり

青梅インターチェンジ周辺については、既存の工業団地の産業振興とともに、青梅インターチェンジ北側地区の物流を中心とした流通業務機能などの集積と、東端地区の雇用の生まれる産業機能の誘導により、産業拠点の整備を促進します。また、黒沢地区採石場跡地については、雇用の生まれる新たな産業を含めた産業集積地として、計画的な土地利用を誘導します。

青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域の業務・商業、サービスなどの産業活性化を図るとともに、農林業の振興や観光と連携した地域産業の活性化、新たなサービス産業の振興などを促進します。

③多様な雇用の創出と職住近接のまちづくり

多様化する就業ニーズに応えるために、地域に根付いて産業活動に携わっている中小の地域産業の活性化などを図っていきます。

④観光産業の活性化によるまちづくり

広域観光の玄関口となる地理的な条件や、本市特有の豊かな自然資源、歴史・文化的な資源などを生かした観光産業を振興し、地域の活性化を図ります。

また、多摩川の溪流、御岳山などの豊かなみどりを生かし、自然体験型の観光レクリエーションの普及や、既存の文化的施設と連携した観光交流の促進を図ります。

(1) 身近に働く場のある産業まちづくりの方針

既存産業の振興とともに、広域交通のネットワークを生かした産業拠点の形成や、主要3駅周辺地域における社会的なニーズに対応した新たな産業育成、観光と一体となった農林業の新たな展開などを通じ、多様な雇用の充実を図っていきます。

ア 市域東部の産業拠点の形成（青梅インターチェンジ周辺地区）

青梅インターチェンジ周辺地区に、広域交通の結節点としての利便性を生かした産業拠点を形成し、新たな雇用を創出します。

三ツ原工業団地や西東京工業団地については、立地企業の技術高度化への支援や企業誘致の促進を図ります。

青梅インターチェンジ北側地区については、物流の効率化とともに地域産業の振興に資する、物流を中心とした流通業務機能などの集積を図ります。

東端地区については、瑞穂町と連携した面的整備事業などにより、雇用の生まれる産業の集積を促進します。

イ 地域商業の振興や市民活動の活性化を誘発する主要3駅周辺地域の育成

青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域を育成するため、既存の事業所や店舗に加え、新たな業務・商業、サービス機能を誘導していきます。また、地域住民・商店街が主体となった歴史・文化などの地域資源を生かしたまちづくり、市民団体やNPOなどによるエリアマネジメント等の活動への支援策を充実させ、地域商業の振興や市民活動の活性化を誘発します。

ウ 市街地に分布する旧来から存続する地域産業の活性化

市街地には、小規模な工場や作業所が分布しており、地域に密着した雇用の場ともなっています。今後は住工の調和した複合市街地としての環境を整備するため、地区計画など都市計画的な対応を検討するとともに、ものづくりに対する支援の充実に努め、地域産業の活性化を図っていきます。

エ 山林資源や豊かな水、農林産物などの地域資源を生かした産業の活性化

伝統ある梅の加工品、多摩川の清流に育まれた醸造業など、地域資源を生かした産業が根づいています。これらは、観光振興とも連携しつつ、本市の特徴的な産業として地域の中で共存できるよう育成を図ります。

また、森林の保全・再生や林業の振興と連携した多摩産材を使った建築物の普及や、公共建築への木材の利用促進を図ります。さらに、地域の特性を生かした農産物を奨励するなど、農業の振興を図ります。

オ 新たな産業系土地利用の誘導

黒沢地区採石場跡地については、市街地と近接した立地条件を生かし、雇用の生まれる新たな産業を含めた産業集積地として、計画的な土地利用を誘導します。

(2) 観光まちづくりの方針

広域観光の玄関口となる地理的な条件や、本市特有の豊かな自然資源、歴史・文化的な資源、これらを生かした観光まちづくりを推進します。

ア 西部地域の観光の玄関口としての機能の充実

青梅駅は西部地域の観光の玄関口として、電車やバスなどの乗り換えの利便性の向上を図るとともに、周辺観光地・観光施設などの総合案内、観光客の立ち寄りや休憩、レンタサイクル、シェアサイクルの普及などの交通サービスの向上により機能の充実を図ります。

イ 滞在・回遊型観光の振興

自然とふれあい親しめる自然体験型の観光と、街なみの歴史・文化に親しめる都市型観光の一層の振興を図るとともに、新たな観光資源の発掘や観光資源のネットワーク化などにより、滞在・回遊型観光を目指した仕組みづくりやプロモーションに取り組みます。

観光経路の回遊性を高めるため、多摩川兩岸の青梅街道、吉野街道の整備を促進するとともに、市街地と北部の丘陵地や岩蔵温泉郷などの観光資源を結び、既存道路網の充実を図ります。また、里山の保全活動や農業体験などを通じて、都市と農村との観光交流の促進を図ります。

ウ 自然と文化を活用した観光資源の高付加価値化による観光まちづくり

自然環境の豊かさと、歴史・文化に恵まれた資源を一体的に活用した、魅力ある観光のまちづくりを目指します。

国宝や重要文化財を擁する重厚な文化と、山地の自然を背景とした御岳山や御岳渓谷、春の訪れをつげる吉野梅郷など、御岳から梅郷にかけての広大な多摩川沿いの観光エリアや、青梅宿などの市内各所の観光スポットとの連携により、自然と文化を活用した賑わいを創出していきます。

美しい山や渓谷を満喫するアクティビティなどの体験、古民家等を活用した宿泊施設など観光資源の高付加価値化や、宿泊型観光の増加など滞在時間の延長による収益力の向上を目指します。

梅郷・沢井・御岳地区においては、多摩川の渓谷と清流、御岳山などの豊かなみどりを生かした自然体験型の観光レクリエーションの普及や、既存の美術館、博物館などと連携した、回遊性ある観光交流を促進します。また、吉野梅郷地区においては、ウメ輪紋ウイルスの防除を進めるとともに、市民、事業者との協働により、再生した梅の里の更なる魅力づくりを図ります。

青梅・長淵・河辺地区では、既存の市立美術館、郷土博物館、文化交流センター等との連携や、多摩川の河川敷などを活用した自然体験学習機能の導入などにより、文化・芸術活動拠点の形成を図ります。

エ 観光と産業の振興が連携したまちづくり

かつての夜具地織物や、地酒づくりなどの地場産業の伝統は、都市の文化的要素として、まちの魅力を醸し出す重要な資源です。市民が誇りに思える伝統の物産が、歴史のある街なかで多くの観光客に親しまれるよう、

街なみの観光と産業の振興が連携したまちづくりを目指します。

このため、市民、事業者、行政が共通の認識を持ち協働により、観光産業の導入、伝統的建造物の再生や史跡の保全、歩行者空間の整備などを進めていきます。

また、地域の活性化や来訪者の増加を図るため、文化・芸術活動や、昭和レトロをテーマとした青梅宿アートフェスティバルなど商店街振興イベントの支援を促進します。

オ 新たな観光資源の活用

歴史・文化、産業的観光資源などの地域資源を見直すとともに、新たな観光資源の発掘に努めます。このため、先端産業のものづくりなどを観光資源として活用することを検討します。

カ 観光交通への対応

観光用の自動車交通は、一定の場所や時間帯に集中するため、その地域や観光資源の内容に応じた配慮が必要です。観光来訪者等の公共交通の利用を促進させるため、観光需要に応じた運行等の柔軟なサービスの提供等を図ります。

【産業環境の整備方針を実現化するための施策】

●青梅インターチェンジ周辺地区の産業拠点の形成

- ◇既存工業団地の立地企業への支援と企業誘致の促進
- ◇青梅インターチェンジ北側地区における物流を中心とした流通業務機能などの集積
- ◇東端地区の面的整備事業による雇用の生まれる産業の集積

●主要3駅周辺地域の育成

- ◇青梅、東青梅、河辺の各駅周辺地域への新たな業務・商業、サービス機能の誘導

●地域産業の活性化

- ◇地区計画などの導入による環境整備
- ◇ものづくりに対する支援の充実

●農林産業などの地域資源を生かした産業の活性化

- ◇森林経営計画制度を活用した林業生産基盤の充実
- ◇多摩産材の利用促進
- ◇青梅市農業振興計画にもとづく施策の促進
- ◇安全で安心な農作物の供給

●新たな産業系土地利用の誘導

- ◇黒沢地区採石場跡地の計画的な土地利用による雇用の生まれる新たな産業を含めた産業集積

●観光まちづくりの推進

- ◇青梅駅の西部地域の観光の玄関口としての機能の充実
- ◇観光経路の回遊性を高めるための既存道路網の充実
- ◇伝統的建造物の再生や史跡の保全に対する支援

◇歩行者空間の整備

- ◇文化・芸術活動や商店街振興イベントなどの支援
- ◇適切な駐車場の配置や案内表示の整備

図 産業環境の整備方針図

